



都城市消費生活センターだよりVOL.7

～consumer center news～



安心・安全・快適な生活
暮らしに役立つ情報が
たくさんあります！



消費生活に関する川柳

都城市消費生活センターでは令和2年10月9日から11月27日まで「消費生活に関する川柳」の募集を行い、当初の想定を大きく上回る126件の応募がありました。

応募された作品から選考した句を順次ご紹介いたします。



今回の句

●合言葉 繰り出す母の 危機管理

詐欺にひっかかるないように工夫や話し合い、約束事、高い意識を常日頃から持っていてほしいという思いで作りました。

(50代 もふもふ様より)



●息子なら 言ってみなさい 猫の名を

オレオレ詐欺撃退には、家族間で合言葉を決めておくといいですね。

(60代 こうちゃん様より)

たまちゃん?



●偽電話 私の息子は 帰省中

日頃の怪しげな電話が多く、その思いを句にしました。

(50代 ひろP様より)

振り込め詐欺にご注意ください！

振り込め詐欺などが多発しています。家族や信頼できる人だけにわかる「合言葉」を決めておき、電話に出る際に言い合うことでトラブルを防げます。「合言葉」はすぐに思い出せるものや絶対に忘れないものにしておくと、いざというときに焦らずにすみます。家族で話し合ってみましょう。



警戒中！
WARNING

相談急増！
「保険金を使って住宅を修理しませんか」
がきっかけでトラブルに！

突然業者が来訪し「家屋に壊れたところはないか。自然災害の損傷なら保険が使えるかもしれない」と言わされた。申込書にサインをしたが不安。申込書をよく読むと、キャンセルするには違約金がかかると書いてある。

＜ワンポイントアドバイス＞

- ★保険金が使えると勧説されても、実際いくら支払われるのか、そもそも保険がおりるのかもわかりません。まずは自分が加入している保険会社に相談しましょう。
- ★本当に負担なく修理ができるかはわかりません。その場で即決せず必要性や契約内容をよく確認して、家族や周りの人に相談しましょう。



占いサイトに
気をつけて！



占いサイトの広告を見て、無料鑑定をするためにサイトに登録し占い師とメッセージのやりとりをした。やりとりには有料のポイントが必要であり、気がついたら120万円も支払っていた。

＜ワンポイントアドバイス＞

- ★「無料鑑定」と謳い有料のやりとりへと誘導するサイトもあります。
- ★やりとりするのに有料のポイントを購入させられることがあります。安易に返信しないようしましょう。



冷静に
判断
しましょ
う

秘密は厳守します

都城市消費生活センター

都城市消費生活センター又は188
(消費者ホットライン)へご相談を!



○消費生活相談

【相談専用電話 0986-23-7154】

電話相談、面接相談（面接の場合は要予約）

相談日：月～金曜日（祝日、年末年始は除く）

相談時間：9:00～16:00

○弁護士による無料法律相談（要予約）

毎月第4金曜日 13:00～16:00



メールで消費生活相談の予約ができます！



メールで面接相談の予約・変更・キャンセルができます。

※相談を行うものではありません。また、相談予約フォームからは無料法律相談の予約はできません。

相談予約
フォーム

消費生活センターは暮らしの中の様々なトラブル相談を受け付けています。

お気軽にご相談ください。消費生活に関する無料の出前講座も行っております。職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの際はぜひご活用下さい。

講座のお申し込みや内容につきましては
0986-23-2121までお問合せ下さい。

都城市消費生活センター

〒885-8555

都城市姫城町6街区21号

電話: 0986-23-2121

FAX: 0986-23-3034

令和3年8月発行

都城市消費生活センター

検索